

環境活動の推進に向けた高等学校等と事業者連携のための デジタルカタログ制作業務 仕様書

1 委託事業名

環境活動の推進に向けた高等学校等と事業者連携のためのデジタルカタログ制作業務

2 目的及び事業概要

脱炭素社会の実現のためには、あらゆる主体の意識改革と行動変容が重要であり、とりわけ次世代を担う児童生徒等一人一人が環境問題に関心を持ち、環境問題の解決に向けて主体的・継続的に実践できるよう促していく必要がある。

府では、「大阪府環境教育等行動計画」において、環境教育等の推進に向けた具体的推進方策の一つに「人材育成・活用」を掲げ、環境活動（環境学習・保全活動、体験学習、職業体験等）に取り組む高校生等と事業者等との連携・協働の促進を図ることとしている。

そのような中、高等学校等（中等教育学校含む。以下、「高校」という。）では、令和4年度から「総合的な探究の時間」が必須科目となり、環境分野を含む探究活動の充実が図られることとなっているが、学校現場では事業活動を通じて開発された技術、育成された人材等の資源やノウハウを有する事業者とのネットワークを有していないことが課題の一つだと認識されている。一方、事業者に対しては、上記計画において多様な主体と連携した環境活動や、独自の専門的・魅力的な取組を展開することが求められているが、連携先として高校とのネットワークがないことが課題の一つとなっている。

そこで、高校と連携して環境活動の推進に取り組むことができる事業者を開拓・確保するとともに、高校に対して提供可能なコンテンツを一覧化したデジタルカタログの企画・制作を行う。このカタログを活用し事業者との接点ができることにより、高校生が取り組む探究活動の発展や新たなアイデア創出に期待ができるとともに、事業者と連携することで将来における自らの職業観など価値観の形成を図ることができる。また、環境活動や探究のテーマ設定などの材料としてデジタルカタログが広く活用されることで、環境をテーマとした学習機会の拡充を図り、より多くの高校生の環境意識の向上や行動変容に繋げる。

3 契約期間

契約締結の日から令和8年3月27日（金曜日）まで

4 委託上限額

5,060,000円（税込） ※本事業を履行するための全ての経費を含む。

5 事業内容及び提案を求める事項

本事業で受注者が実施する業務は、次の（1）から（3）であり、業務の実施にあたっては、大阪府（以下、「発注者」という。）と十分に調整をすること。

（1）高校と連携した環境活動の推進が可能な事業者の開拓・確保

- ① 受注者が有するネットワーク等を活用し、府内の高校に対して環境活動の取組・支援が提供できる事業者を30者以上開拓・確保すること。（参考：府内高校数（全日制・定時制）計249校）

- ② 事業者の開拓・確保にあたっては、以下の内容についてヒアリングを実施することとする。
ヒアリング内容や事業者から提供を求める取組は、以下の内容を想定している。

(赤字は例)

- 事業者情報
 - 事業者名 ○○株式会社
 - 代表者名 代表取締役社長 ○○ ○○
 - 設立日 ○年○月
- ホームページ <https://○○>
- 事業活動の概要

紙の製造

 - 事業活動において実施する環境分野での取組
 - ・ オフィスで出る不用コピー用紙を回収・再生し、その再生紙をオリジナルプロダクトへとアップサイクルする会員制サービスを提供。
 - ・ サービスの一環として、紙のトレーサビリティシステムを開発。回収した紙の総量や再生状況の把握の他、CO2 排出削減量などを確認することができる。
 - ・ 会員同士をつなぐ取組として、環境保全や SDGs の取組について学び、交流できる場づくりも行っている。
 - 高校と一緒に取り組みたいこと、高校生に求めるアイデア
 - ・ 当社の製造紙でつくるアイテムのアイデアや使用シーンの提案・検討
 - ・ ペーパーレスの取組が進むなかで、「未来から選ばれる紙」のアイデア提案・検討
 - 高校に提供できるコンテンツ
 - カーボンニュートラルや SDGs 推進に資する基本講座・出前講座
 - テーマ 紙の資源循環について
 - 内容 大量の水と電力を使用し環境に負荷を与える産業でもある製紙業。紙づくりや環境負荷を低減する取組について紹介
 - 実施方法<学校等への出張又はオンライン>
出張、オンラインいずれも可
※出張の場合、対象範囲は○○市、○○市、○○市、○○市
 - 高校側の費用負担の有無 無
 - 工場・研究施設見学
 - 見学可能施設 製紙工場
 - 住所 大阪府○○市○○
 - 内容 紙の製造工程の見学、製造紙商品を揃えたギャラリーの見学、紙抄き体験
 - 高校側の費用負担の有無 無
 - カーボンニュートラルや SDGs 推進に資する探究活動や部活動のフォローアップ(実験や調査研究における支援や高校からの相談対応 等)
 - 内容 紙の抄造に係るアドバイスや、抄造可能な原材料についての調査研究
 - 高校側の費用負担の有無 無
 - 企業・社員訪問の可否 可
 - 成果発表会等へのコメンテーター、審査員等の派遣 可
 - 高校側の費用負担の有無 無
 - 事業者の連絡先
 - 担当者 ○○事業部 ○○ ○○ 電話番号○○○○○ E-mail○○○○○
 - 連絡方法<教職員からの相談又は高校生個人からの相談> 教職員を通じた連絡のみ可

【参考】府内小学校・中学校向け環境教育の教材・支援プログラム

現在、府内小学校・中学校向けには、以下の環境教育のプログラムを企業・団体等から提

供いたっており、大阪府ホームページで公開している。

<https://www.pref.osaka.lg.jp/o180080/shochugakko/kankyo-top/kankyo.html>

(提案を求める内容)

- ① 30 者以上の幅広い事業者を開拓・確保するための方法を提案すること。併せて、想定する事業者を示すこと。
- ② 業務内容（1）②に示すヒアリング内容のほか、高校生の環境活動の推進に効果的な取組・支援項目のアイデアを提案すること。
- ③ これまでに環境活動の推進に係る業務を行った経験など、受注者が有するノウハウを本業務にどのように生かすかを説明すること。

(2) デジタルカタログの制作

- ① 業務内容（1）で開拓・確保した事業者及びヒアリング内容を一覧化したデジタルカタログを制作すること。
- ② デジタルカタログは、高校生及び教職員が教材のひとつとして使いやすいデザインにするほか、必要な情報に迅速にアプローチできるよう、効果的な検索機能の搭載や必要な情報の分類を行うこと。
- ③ デザインにあたっては、ユニバーサルデザインに配慮し、以下のガイドラインに則り制作すること。
<大阪府 「色覚障がいのある人に配慮した色使いのガイドライン」 >
<https://www.pref.osaka.lg.jp/o070050/koho/shikikaku/index.html>
- ④ 制作過程においては、発注者が選定する協力高校（最大3校程度）において、高校生及び教職員へのヒアリングやアンケートを実施し、その結果を踏まえて完成させること。
- ⑤ 完成・納品されたデジタルカタログは、大阪府ホームページに掲載することを想定しており、タブレットやスマートフォン及びパソコン等での表示及び紙での印刷の両方を想定したものとすること。
- ⑥ デジタルカタログは、納品後、発注者が随時更新（事業者の追加や情報の更新）可能且つ業務を標準化した仕様とし、フォーマットは別紙「電子媒体附則」に則り制作すること。
- ⑦ デジタルカタログの納品と併せ、更新作業における分かりやすい手順や方法を示したマニュアルも納品すること。

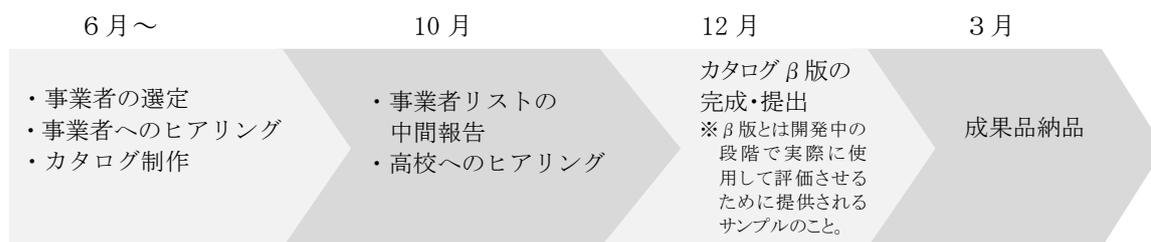
(提案を求める内容)

- ① 高校生及び教職員が教材のひとつとして使いやすいよう、検索機能や情報分類に配慮して、デジタルカタログの構成や各ページのデザインを提案すること。
- ② 納品後、発注者が随時更新可能であって、且つ業務を標準化するために、どのようなアプリケーションソフト等を使用して、デジタルカタログを制作するかを提案すること。

(3) 事業計画の策定及び進行管理

上記業務内容（1）及び（2）について、事業委託期間内に計画的かつ効率的に進行できるように事業計画を作成し、当該計画に基づき業務の進行管理を行うこと。詳細については、着手前に発注者と協議すること。

以下に発注者が想定しているスケジュール例を示すが、時期や内容等について、異なった提案を制約するものではない。



(提案を求める内容)

- ・年間の事業スケジュールについて提案すること。
- ・事業を総括する責任者や推進体制について、既に決定している場合は明記（所属、役職、事業実績等）すること。また、未定の場合についても、想定している進行管理の体制を提案すること。

6 事業全体に係る留意点

(1) 物品等の購入について

業務に伴う物品購入や印刷物等は、大阪府グリーン調達方針

(<http://www.pref.osaka.lg.jp/chikvukankyo/jigvotoppage/greenchotatsu.html>)に適合するものであること。

(2) 著作権等及び使用料について

- ・本事業に関する企画、画像等一切の著作権及び使用料等の費用については、すべて委託金額内に含むものとする。また、契約期間終了後に、発注者が継続的にデジタルカタログを更新・維持するにあたり、著作権使用料等が別途発生しないようにするなど、権利関係の調整を行うこと。納品後、各事業者から提供された画像の使用申請等が継続的に必要なものについては、その内容や申請方法を発注者に引き継ぐこと。
- ・また、本事業における成果物の著作権（著作権法第27条及び第28条を含む。）については、発注者に帰属するものとする。なお、著作物の作成を第三者に委託する場合は、あらかじめ著作権を当該第三者から譲り受けるなどの方法により使用の権利関係を調整すること。
- ・本件仕様書に基づく作業に関し、第三者との間で著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合、当該紛争等の原因が専ら発注者の責めに帰す場合を除き、受注者は自らの責任と負担において一切の処理を行うこと。なお、発注者は紛争等の事実を知ったとき、速やかに受注者に通知することとする。

さらに、受注者は、本事業における成果物の著作者人格権については行使しないこと。

(3) 個人情報の取扱い

本事業で作成するデジタルカタログは公表を前提とするため、個人情報の保護に十分配慮して作成すること。また、複数の関係者に対するメール送信などの際には、他人のメールアドレスが分からないよう配慮（BCCで送信）するなど、個人情報の保護に十分配慮すること。

7 事業完了までに発注者へ提出するもの

受注者は、契約書に定める提出物及び事業の成果品（デジタルカタログのフォーマット、マニュアル及びデザイン素材や画像データ等）について、電子媒体（別紙「電子媒体附則」による）にて下表の通り提出するものとする。なお、提出部数は各1部とする。

	提出物	提出期限	提出先
1	業務責任者及び個人情報の取扱いに係る作業責任者の設定・変更報告	設定・変更時	大阪府環境農林水産部 脱炭素・エネルギー政策課 大阪市住之江区南港北 1-14-16 大阪府咲洲庁舎 22 階 電子メールアドレス： eneseisaku-02@gbox.pref.osaka.lg.jp
2	業務実施計画書	契約締結後 14 日以内	
3	事業完了報告書及び成果品	事業完了後 20 日以内又は令和 8 年 3 月 27 日のいずれか早い日まで	
4	その他、契約書に定める催告、請求、通知、報告、申出、承認及び解除	必要に応じて随時	

8 再委託

再委託は原則禁止する。ただし、専門性の観点等から一部を受注事業者において実施することが困難な場合や、自ら実施するより高い効果が期待される場合は、再委託により実施することができる。再委託により実施する場合は、下表に基づき、発注者と協議し、承認を得ること。

<p>1 再委託の承認</p> <p>(1) 次のいずれにも該当しない場合に限り、やむを得ないと認める部分について、再委託を承認することとする。</p> <p>ア 事業の主要な部分を再委託すること。</p> <p>イ 契約金額の相当部分を再委託すること。</p> <p>ウ 競争入札における他の入札参加者に再委託すること。</p> <p>エ 随意契約によることとした理由と不整合を生じる再委託をすること。</p> <p>2 承認する場合に付する条件</p> <p>(1) 受注者に再委託又は再々委託（以下「再委託等」という。）の必要が生じた場合は、発注者は受注者に、再委託等の相手方の商号又は名称、所在地及び代表者名、再委託等の金額、業務内容、期間、理由について書面により提出させるものとする。</p> <p>(2) 受注者から(1)の書面の提出があった場合、発注者は、2に基づき審査のうえ、承認又は不承認を決定し、受注者に通知する。</p> <p>(3) (2)の受注者への通知においては、「受注者は、本契約の業務に係る再委託等の相手方の行為の全てについて、責任を負うこと」の条件を付するものとする。但し、契約書等に当該条件を明示している場合は省略することができる。</p> <p>(4) 発注者は再委託等の状況について確認する必要がある場合は、受注者に対し随時報告を求めるものとする。</p>
--

9 実施状況の報告

- ・受注者は、契約締結後、本仕様書に明示しているもののほか、適宜、本委託事業の実施状況を書面により、発注者に報告すること（報告様式自由）。
- ・発注者から受注者に対し、必要に応じて、事業内容等について随時報告を求めることがある。

10 委託事業の運営

受注者は、全ての証拠書類を整備し、事業年度終了後5年間保存すること。

11 その他

- ・スケジュールの進捗が随時確認可能な事業体制とすること。
- ・受注者は契約締結後、事業実施に際して発注者の指示に従うこと。
- ・本事業の実施にあたり、本仕様書に明示なき事項及び疑義が生じた場合は、発注者と受注者で協議の上、事業を遂行する。
- ・企画提案及び契約の手続きにおいて用いる言語及び通貨は、日本語及び日本国の通貨によるものとする。

(別紙) 電子媒体附則

成果品の制作及びの電子媒体での提出（電子的提供）に関しては、以下による。

- (1) Microsoft 社 Windows10 以降で表示可能なものとする。
- (2) 使用するアプリケーションソフトについては、以下を基本とする。
 - ・Microsoft Word
 - ・Microsoft Excel
 - ・Microsoft PowerPoint※ファイル形式は「Office2010（バージョン 14）」以降で作成したものとする。
- (3) 使用する画像の形式については、以下を基本とする。
 - ・JPEG 形式
 - ・PNG 形式
 - ・GIF 形式
- (4) 成果品の格納媒体は（DVD-R）等とする。事業年度及び事業名称等を収納ケース及び DVD-R 等に必ずラベルにより付記すること。
- (5) 文字ポイント等、統一的な事項に関しては発注者の担当者の指示に従うこと。